

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	二六
○福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二六
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	二六
告 示	二七
○鳥獣保護区の存続期間を更新する件四件	二九
○特定猟具使用禁止区域を指定する件三件	二九
○土壌汚染対策法により要措置区域を指定する件	三〇
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	三〇
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件	三〇
○道路の区域を変更する件	三〇
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	三〇
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	三〇
公 告	三〇
○福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があつた件	三〇
福島県教育委員会	三〇
○福島県教育財産管理規則の一部を改正する規則	三〇

規 則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十九日

福島県規則第三十三号

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「貸金支弁職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「第二十条の四第一項」を「第二十一条の二第一項第一号、第二十八条の四第一項」に改める。

第十三条の二第四号を削り、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十五条第二項中「起算して一月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日（附則第五項において「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第十三条の二の改正規定及び附則第四項の規定 令和元年十二月十四日
 - 第四条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和二年四月一日（経過措置）
- 改正後の第四条の規定は、前項第二号に定める日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 附則第一項第二号に定める日の前日を含む月以前における福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第二十条の三第二号に規定する職員以外の者の勤続期間は、従前の例により計算し、これを同月後の引き続いた勤続期間に加算するものとする。
- 附則第一項第一号に定める日前に退職した者が、改正前の第十三条の二第四号に掲げる者に該当する場合には、改正後の第十三条の二に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者とみなす。
- 改正後の第十五条第二項の規定は、福島県職員の退職手当に関する条例施行規則第六条第一項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県規則第三十四号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営松長団地の項を次のように改める。

福島県営松長団地

会津若松市

二号棟の二十一号室

〇・七八

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

(建築住宅課)

	一号棟、二号棟の一号室から二十号室まで、三号棟から六号棟まで、七号棟の一号室から七号室まで及び九号室から十八号室まで、八号棟の一号室から七号室まで及び九号室から十八号室まで	〇・八〇
七号棟の八号室、八号棟の八号室		〇・八二

告 示

福島県告示第三百三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和元年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
吾妻山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（福島市、耶麻郡猪苗代町）
松川浦鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（相馬市）

二 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 吾妻山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は磐梯朝日国立公園内の吾妻山連峰に位置し、標高千メートル付近のブナ林から千五百メートル付近のアオモリトドマツ、さらには二千メートル付近のハイマツに至る原生的な森林環境が保全されているほか、高層湿地等も有する変化に富んだ植生となっている。また、動物相では、ニホンカモシカやクマタカ等の大型鳥獣を中心に、県内でも数少ない亜高山性動物の生息が見られる。

このため、当該区域に生息する鳥獣の保護を図り、生物多様性の確保に資するよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(三) 管理方針

鳥獣にとって良好な生活環境を維持すべく、自然環境の適切な管理及び育成を継続的に図っていく。定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 松川浦鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、相馬市の北東部に位置し、周辺には水田や干潟が広がっており、このような自然環境を反映して、シギ、チドリ類等多くの渡り鳥の渡来地となっているほか、キツネ等の獣類も多様に生息しているなど、自然環境の重要な構成要素である野生鳥獣の生息地として重要な区域である。

このため、当該区域に生息する鳥獣の保護を図り、生物多様性の確保に資するよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

〔別紙区域図〕は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第三百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和元年十一月一日から施行するので、同条

第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和元年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称及び区域

名 称	区 域
二本松市ふれあいの森公園鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（二本松市）
大平山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（田村市）
西の郷鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（西白河郡西郷村）
鮫川鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（いわき市）

二 存続期間

令和元年十一月一日から令和二十一年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 二本松市ふれあいの森公園鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、二本松市の中心市街地の近傍に存在する多様な鳥類の生息地である。当該区域の中央には只来沼を中心とした「二本松市ふれあいの森公園」が存在し、鳥類を観察するための施設が多数整備されている。市民の自然とのふれあいの機会を提供するため、自然豊かな鳥獣の生息地を確保することを目的として、鳥獣保護区に指定する。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施して静ひつな環境を維持し、鳥類の生息地としての機能に著しい影響が生じないよう留意する。ふれあいの森公園内は、二本松市による草刈り等の維持管理を定期的実施する。

2 大平山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、標高約六百六十メートルの太平山を頂点とした地域で、針・広葉樹が適当に混成しており野生鳥獣の生息環境として非常に良好であるため、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

(三) 管理方針

違法な捕獲や、鳥獣の安定的な生息に著しく影響が及ぶことのないよう、鳥獣保護管理員と連携しながら、定期的に巡視を実施する。

3 西の郷鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、西郷村大字鶴生字由井ヶ原地内他に位置し、ブナ、ミズナラ、ケヤキ等林相の変化に富む地域であり、キビタキ、ノウサギをはじめ多様な鳥獣が生息している。このため、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保育を図るものとする。

(三) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

4 鮫川鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、二級河川鮫川と同河川敷が区域の大部分を占め、昭和五十年代よりハクチョウ類及びカモ類の飛来地となっている。飛来期には見物客も多数訪れ、人と鳥獣がふれあう環境が整っている。このため、身近な鳥獣生息地として、当該区域を鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(三) 管理方針

定期的に巡視等を実施するなど、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を与えないよう留意する。

〔別紙区域図〕は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第三百三十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、令和元年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和元年十月二十九日

一 名称及び区域

福島県知事 内堀雅雄

名 称	区 域
赤木鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）

二 存続期間

令和元年十一月一日から令和二年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、多種多様な鳥獣が生息しており、各種開発による野生鳥獣の生息地が減少していく状況において、当該区域は貴重な地域である。また、当該保護区の森林保全は、県及び町により実施されているが松食い虫等による被害は軽視できないものとなっており、鳥獣が食すことによる害虫の自然減を図るためにも、鳥獣生息地として保護を行う必要がある。さらに保護区内には、大倉山への登山道があり、町では「小鳥のさえずる森」として観光PRをしている。

このため、当該区域に生息する鳥獣の保護を図り、生態系の保全や鳥獣の観察等の場として環境整備に資するよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

3 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第三百三十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和元年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月二十九日

一 名称及び区域

福島県知事 内堀雅雄

名 称

区 域

域

名 称	区 域
丈六鳥獣保護区	別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町）

二 存続期間

令和元年十一月一日から令和二年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該保護区内の丈六公園は、緑豊かな公共施設となっており、多くの野鳥が生息している。また、保護区中央部に位置する丈六溜池には冬になると多くの渡り鳥が飛来し町民が野鳥に親しむ憩いの場となっている。

このため、当該地域に生息する豊富な鳥獣の保護を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

3 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第三百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

福島県知事 内堀雅雄

名 称	区 域
大作山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（福島市）

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和六年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第三百三十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
梁川工業団地特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（伊達市）
阿武隈川漕艇場特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（二本松市）
野木沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（石川郡石川町）
野地久保特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（白河市）
矢吹中央特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（西白河郡矢吹町）
南郷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南会津郡南会津町）
菅ノ沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（相馬郡新地町）

止区域

好間特定猟具使用禁止区域

別紙区域図のとおり（いわき市）

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和十一年十月三十一日まで

〔別紙区域図〕は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。（自然保護課）

福島県告示第三百三十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和元年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

二 名称及び区域

名 称	区 域
大磯特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
原町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
雫下特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
鹿島特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（南相馬市）
清水特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）

毛茸特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）
大倉山森林公園特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡富岡町）
大沢細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町及び双葉郡双葉町）
大熊中央台特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町）
坂下ダム特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡大熊町及び双葉郡富岡町）
越田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
下条細谷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
清戸迫特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡双葉町）
中川原特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡浪江町）
葛尾特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり（双葉郡葛尾村）

三 存続期間

令和元年十一月一日から令和二年十月三十一日まで

（「別紙区域図」は省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第三百三十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。
令和元年十月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 指定する区域
須賀川市保土原字中屋敷三十八番、五十七番二及び五十七番三の各一部で次の図に示す区域

二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

三 指定する区域において講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第三百三十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和元年十月十九日救急病院として認定した。
令和元年十月二十九日

名称 所在地 福島県知事 内堀 雅 雄
一般財団法人太田綜合病院附 郡山市西ノ内二丁目五番二〇 令和四年一〇月一八日
属太田西ノ内病院 号

（地域医療課）

福島県告示第三百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和元年十月二十九日から令和二年二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に

備え置いて縦覧に供する。
令和元年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
COOPベスタひがし 福島県喜多方市字惣座の宮二七〇〇番地二二
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) COOPパリュウひがし
(変更後) COOPベスタひがし
変更した年月日
平成二十二年五月二十八日
- 三 届出年月日
令和元年十月十六日
- 四 届出をした者
生活協同組合コープあいづ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県県中建設事務所で令和元年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供す
る。

令和元年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二二八八号	郡山市富久山町福原字 長沼地先から 同 市富久山町福原字 水穴地先まで	変更前 変更後	九・六 二六・九	二五六・六 二五六・六

(道路計画課)

福島県告示第三百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
令和元年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
石崎
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱九号を結んだ線、標柱九号から標柱
十五号を順次結んだ線及び標柱十五号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
田村市船引町船引字
石崎
百二十四番二十三
百二十四番九
百二十四番五
百二十四番七
百二十四番二十六
百二十四番十四
一号及び十五号
九号
十号及び十一号
十二号
十三号
十四号

(砂防課)

福島県告示第三百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂
災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和元年十月二十九日

令和元年十月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲
南作	安達郡大玉村玉井字南作	土石流	次の図のとおり
大風沢	石川郡古殿町大字大久田字越代	土石流	
大風沢2号	同 郡同 町大字大久田字越代	土石流	
大風沢3号	同 郡同 町大字大久田字越代	土石流	
八又1	田村郡小野町大字湯沢字八又	土石流	

一 土砂災害警戒区域

迎	八仙	浮島	村下 A	呼石 3号	呼石 2号	呼石 1号	三ツ又	湯沢	森戸	明部	前坂	払川	浜井場	鳩ノ宮 2号	鳩ノ宮 1号	橋場 2号	橋場 1号	長谷地	
同	いわき市常磐湯本町八仙	同 郡只見町大字布沢字浮島	南会津郡南会津町山口字村下	同 郡同町大字那倉字呼石	同 郡同町大字那倉字呼石	同 郡同町大字那倉字呼石	同 郡同町大字湯岐字三ツ又	同 郡同町大字東河内字湯沢	同 郡同町大字植田字森戸	同 郡同町大字田代字明部	同 郡同町大字田代字前坂	同 郡同町大字湯岐字払川	同 郡同町大字山形字浜井場	同 郡同町大字那倉字鳩ノ宮	同 郡同町大字那倉字鳩ノ宮	同 郡同町大字那倉字橋場	同 郡同町大字那倉字橋場	同 郡同町大字那倉字長谷地	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

茄子坂	浮内 2	大作田	新田 5	荒屋敷 2	荒屋敷 1	田ノ作 3	大風沢 3号	大風沢 2号	大風沢	南作	区域名	区域	区域	吹谷 2号	吹谷 1号	八仙 1号	傾城
同 郡同 町大字塩庭字茄子坂	同 郡同 町大字夏井字浮内	同 郡同 町大字南田原井字大作田	同 郡同 町大字湯沢字新田	同 郡同 町大字湯沢字荒屋敷	同 郡同 町大字湯沢字荒屋敷	田村郡小野町大字湯沢字田ノ作	同 郡同 町大字大久田字越代	同 郡同 町大字大久田字越代	石川郡古殿町大字大久田字越代	安達郡大玉村玉井字南作	区域	区域	区域	同 市常磐湯本町吹谷	同 市常磐湯本町吹谷	同 市常磐湯本町八仙	同 市常磐湯本町傾城
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

(砂 防 課)

公 告

公告第百二十九号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第百二十号)第十条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十月三十日から令和二年一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、二本松市産業部商工課、福島市市民情報室、郡山市産業観光部産業政策課、田村市産業部商工課、本宮市産業部商工観光課、川俣町産業課商工交流係、大玉村産業建設部産業課商工観光係、猪苗代町商工観光課、三春町産業課、浪江町産業振興課及び葛尾村地域振興課地域づくり推進係に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 特定小売商業施設の名称及び所在地

1 名称 メガステージ二本松

2 所在地 二本松市冠木三九番ほか

二 変更した事項

特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為の着手予定日

(変更前) 令和元年十二月十日

(変更後) 令和元年十月一日

三 届出年月日

令和元年十月十五日

(商業まちづくり課)

福島県教育委員会

福島県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月二十九日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

福島県教育財産管理規則の一部を改正する規則

福島県教育財産管理規則(昭和三十五年福島県教育委員会規則第四号)の一部を次の

ように改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 福島県公有財産規則(平成三年福島県規則第二十三号)第三十九条第一項に規定する自動販売機の設置の用に供する場合の行政財産の貸付けに関する事務(同規則

第二条第十四号に規定する特定行政財産貸付人札事務を除く。)

第五条中「(平成三年福島県規則第二十三号)」を削る。

附則第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(財務課施設財産室)